

第1 監査の対象 財務部（財政課，納税課，市民税課，資産税課，契約課及び管財課），まちづくり推進部（まちづくりみどり推進課，藤沢駅周辺地区整備担当，西北部長後地区整備事務所，村岡地区整備事務所及び北部地区整備事務所），会計課，オムブズマン事務局，農業委員会事務局，選挙管理委員会事務局及び監査事務局に係る平成24年度（2012年9月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2012年12月26日（水）

第3 監査を実施した委員

監査委員	青	柳	義	朗
同		中	川	隆
同		松	長	泰幸
同		柳	田	秀憲

第4 監査の結果

1 財政課

(1) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は，19件 579,715円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，全件の支出命令，請求書等を調査するとともに，11月29日に財政課において現地調査を行い，12件について現物確認をした結果，実施した手続（市役所内部の調査に限定しており，支払先への調査は行っていない。）の範囲内において，支出済額は適正なものと認められた。

2 納税課

(1) 市税の滞納整理の執行は適正か

ア 差押え等の滞納処分の執行は適正か

9月末日現在における滞納処分の状況は，差押えが電話加入権，債権，不動産等 1,737人で 889,156,508円，交付要求が 154人で 79,341,042円となっている。

これらの滞納処分が「地方税法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，本年度に滞納処分をした 26件を抽出し，差押調書，交付要求決議書兼交付要求通知決議書等を調査した結果，納期限の設定について見直す必要があるものなど事務処理の一部について検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 換価処分等の執行は適正か

9月末日現在における財産の換価（取立）処分等の状況は、831件で、100,896,271円となっている。

これらの換価処分等が「地方税法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて30件を抽出し、配当計算書、充当通知書等を調査した結果、適正に執行されていた。

ウ 滞納処分の執行停止は適正か

9月末日現在における執行停止の状況は、現年課税分20人309,200円及び滞納繰越分1,960人457,095,419円となっている。

これらの執行停止が「地方税法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、本年度に執行停止をした30件を抽出し、滞納処分の執行停止決裁書等を調査した結果、要件の確認が十分でないものがあるなど事務処理の一部について検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 現金の取扱いは適切か

ア 窓口収納について

窓口収納が「地方税法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9月3日から14日分の納付書兼納入済通知書、原符等を抽出して調査した結果、収入済額は適正なものと同められた。

また、11月16日に納税課において会計管理者保管金及び市税収納金を実査した結果、会計管理者保管金を除いた現金残高は納付書兼納入済通知書及び原符のそれぞれの合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

イ 金券整理票について

郵送（書留）による市税の7月分から9月分までの納付状況は、現金によるものが15件で947,300円、為替によるものが1件で13,600円となっている。

これらの金券が適正に処理されているかどうかについて、金券整理票、原符等と突合し調査した結果、金券整理票の事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 現金領収帳について

現金領収帳が適切に管理されているかどうかについて台帳及び現金領収帳を調査した結果、台帳が整備されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、平成24年度市税督促状作成発送ほか8件で、契約金額31,376,898円（単価契約分を除き、他課と一括契約によるものについてはその負担額）、支出済額20,436,015円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、6件を抽

出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分検査調書，支出命令等を調査した結果，契約方法を見直す必要があるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は，32件 1,108,022円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，全件の支出命令，請求書等を調査するとともに，11月16日に納税課において現地調査を行い，9件について現物確認をした結果，納品書と請求書に記載されている納品日が相違しているものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお，監査手続の実施は，市役所内部の調査に限定しており，支払先への調査は行っていない。

3 市民税課

(1) 減免措置は適正か

ア 個人市県民税

9月末日現在における個人市県民税の減免状況は，58件で，対象税額 3,175,200円，減免額 3,175,200円となっている。

イ 法人市民税

9月末日現在における法人市民税の減免状況は，93件で，当初税額及び免除額ともに 4,166,100円となっている。

ウ 軽自動車税

9月末日現在における軽自動車税の減免状況は，541件で，当初税額及び減免額ともに 3,625,500円となっている。

エ 事業所税

9月末日現在における事業所税の減免状況は，11件で，対象税額 12,709,357円，減免額 9,881,324円となっている。

これらの減免措置が「藤沢市市税条例」，「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，市県民税減免申請書，法人等の市民税免除申請書，軽自動車税減免申請書，事業所税減免申請書，各決裁書等を調査した結果，減免申請に対する審査が十分でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 現金の取扱いは適切か

ア 証明閲覧手数料等

9月末日現在における証明閲覧手数料等の取扱状況は，窓口申請によるものが 18,735件

で手数料 9,125,750円、郵送申請によるものが 1,905件で手数料 854,000円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等に基づき適切に処理されているかどうかについて、9月分を抽出し、所得（課税・非課税）納税証明等発行申請書、固定資産（土地・家屋）証明等申請書、自動車臨時運行許可申請書、金券整理票、証明手数料等収入報告書、収納金通知書等を照合調査した結果、適切に処理されているものと認められた。

イ 収納窓口の取扱現金について

市民税課窓口での取扱現金について12月5日に所得（課税・非課税）納税証明等発行申請書、固定資産（土地・家屋）証明等申請書、金券整理票等と突合し実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

ウ 個人市県民税（現年度の特別徴収分）

9月末日現在における個人市県民税の取扱状況は、収納件数 17件で、収納金額 10,129,200円となっている。

これらが「藤沢市市税条例」等に基づき適切に処理されているかどうかについて、金券整理票、個人市民税県民税納入書（原符）、退職所得の源泉徴収特別徴収計算明細書、払出通知票及び公印決裁簿を調査した結果、適切に処理されているものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、税証明バックアップシステムデータ作成業務ほか7件で、契約金額 66,582,810円（単価契約分を除く。）、支出済額 18,375,838円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、5件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同完了届、同検査調書、支出命令等を調査した結果、契約書に定めた期限までに書類が提出されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、31件 541,666円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月21日に市民税課において現地調査を行い、28件について現物確認をした結果、物品の受入検査が十分でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

4 資産税課

(1) 減免措置は適正か

9月末日現在における固定資産税及び都市計画税の減免状況は、公民館、みどりの広場などに対するもので、278件、減免額 94,949,707円（固定資産税 79,500,404円、都市計画税 15,449,303円）となっている。

これらの減免措置が「藤沢市市税条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、126件を抽出して固定資産税(都市計画税)減免申請書、同決裁書等を調査した結果、申請に対する審査の手続が十分でないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、平成24年度税務地図情報システムデータ更新業務ほか2件で、契約金額 56,017,500円（単価契約分を除く。）、支出済額 7,619,142円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同完了届、同検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

(3) 賃借料の執行は適正か

9月末日現在における賃借料の執行状況は、家屋評価システム使用機器等ほか5件で、契約金額 15,874,740円（長期継続契約については平成24年度の契約金額とした。）、支出済額 5,897,325円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、2件を抽出して賃貸借契約書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、14件 417,324円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月7日に資産税課において現地調査を行い、全件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なもの認められた。

5 契約課

(1) 契約の執行は適正か

9月末日現在におけるこの課が執行した契約事務（工事請負契約を除く。）の状況は、次のとおりとなっている。

物件供給契約状況

(単位：円)

項 目		報 償 費		需 用 費		備品購入費	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
指名競争入札	受注希望募集型競争入札	0	0	45	92,268,712	36	112,812,172
	指名競争入札	0	0	0	0	1	2,268,000
随意契約	受注希望募集型見積合わせ	0	0	58	27,143,512	16	7,012,215
	見積合わせ	2	290,854	77	16,124,796	20	3,655,795
	随意契約	1	2,572,500	38	26,017,800	7	13,601,385
合 計		3	2,863,354	218	161,554,820	80	139,349,567

項 目		原 材 料		合 計	
		件数	金 額	件数	金 額
指名競争入札	受注希望募集型競争入札	0	0	81	205,080,884
	指名競争入札	0	0	1	2,268,000
随意契約	受注希望募集型見積合わせ	1	374,850	75	34,530,577
	見積合わせ	0	0	99	20,071,445
	随意契約	0	0	46	42,191,685
合 計		1	374,850	302	304,142,591

※ 金額には、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。

委託契約状況（入札又は契約締結をしたもの）

（単位：円）

項 目	業務委託		測量等の委託		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
条件付き一般競争入札	1	735,000,000	0	0	1	735,000,000	
指名競争入札	受注希望募集型競争入札	155	1,137,211,005	54	400,724,100	209	1,537,935,105
	指名競争入札	3	41,377,350	4	11,317,950	7	52,695,300
随意契約	3	9,397,500	4	9,397,500	7	18,795,000	
合 計	162	1,922,985,855	62	421,439,550	224	2,344,425,405	

※ 金額には、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。

賃貸借契約状況（入札をしたもの）

（単位：円）

項 目	件数	金 額	
一般競争入札	0	0	
指名競争入札	受注希望募集型競争入札	4	739,012,680
	指名競争入札	0	0
随意契約	0	0	
合 計	4	739,012,680	

※ 金額には、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、物件供給契約45件、委託契約 28件及び賃貸借契約 2件を抽出し、物件供給等指名伺票、工事等施行兼契約施行決裁書、入札結果報告書、物件供給契約書、業務委託契約書、賃貸借契約書等を調査した結果、物件供給契約において、入札保証金を免除とした根拠の記載がないなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、契約課が総括する工事請負契約、委託契約及び物件供給契約について、契約に必要な書類等その手続の内容が契約の種類ごとに相違するものもあることから、契約手続を担当する課等が適正に事務を執行するために、現行よりも詳細な事務マニュアルを契約の種類ごとに整備されるよう検討されたい。

また、一部の賃貸借契約の契約方法について、試行的に競争入札により執行しているとのことだが、より公平性、透明性を高めるために、委託契約等と同様に設計金額に応じた契約

方法の基準を設け、競争入札による契約を執行するよう検討されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、14件 136,171円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、12月6日に契約課において現地調査を行い、12件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なもの認められた。

6 管財課

(1) 普通財産の管理は適切か

9月末日現在におけるこの課が管理する普通財産は、土地 237,074.48㎡及び建物 14,498.98㎡となっている。

ア 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳等が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、公有財産台帳に所定の図面が附属していないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、公有財産台帳（土地明細台帳）については、土地取得価格の記載を始め更にその整備を進められたい。

イ 現地調査

12月3日及び同月17日に16箇所を抽出して現地を調査した結果は、次のとおりである。

(ア) 次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。

a その敷地に隣家のバルコニー等が越境して設置されているとともに、使用貸借契約に定めた目的以外の目的で使用されている。（元観光課倉庫）

b 土地の全部が隣家の駐輪場等として使用されている。（本鵜沼5丁目市有地3）

(イ) 電柱、街頭消火器など普通財産の貸付けに係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 普通財産の貸付手続は適切か

9月末日現在における平成24年度に新規及び継続（更新）をして貸し付けた普通財産の貸付状況は、土地が地域集会所敷地等 34件で面積 10,074.66㎡、建物が派出所等 2件で面積 45.15㎡となっている。

これらの貸付手続が、「藤沢市財産の交換等に関する条例」，「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，公有財産使用等申請書，賃貸借契約書等を調査した結果は，次のとおりである。

ア 申請があったものの，大部分について貸付手続が完了していないものがあったので，今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

イ 継続借受の申込書の提出が期限までになされていないものがあったので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，庁舎総合管理業務ほか 14件で，契約金額 121,638,903円（単価契約分を除く。），支出済額 52,578,681円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，8件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分検査調書，支出命令等を調査した結果，支払が遅延しているものがあるほか，仕様書の見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 賃借料の執行は適正か

9月末日現在における賃借料の執行状況は，軽自動車（ハイブリッド車）ほか 21件で，契約金額 23,868,390円（長期継続契約については平成24年度の契約金額とした。），支出済額 9,799,020円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，7件を抽出して予算執行決裁書，賃貸借契約書，支出命令等を調査した結果，機器の点検等に関する手続が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は，72件 1,849,414円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，全件の支出命令，請求書等を調査するとともに，11月29日に管財課において現地調査を行い，19件について現物確認をした結果，納品書の保管がされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお，監査手続の実施は，市役所内部の調査に限定しており，支払先への調査は行っていない。

7 まちづくりみどり推進課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、長久保公園の管理運営業務ほか16件で、契約金額447,448,017円、支出済額246,424,040円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、8件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、業務報告書、支出命令等を調査した結果は、次のとおりである。

ア 委託業務の主要な部分を再委託しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。

イ 仕様書の整備など事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 賃借料の執行は適正か

9月末日現在における賃借料の執行状況は、電子複写機ほか7件で、契約金額6,948,304円（単価契約分を除く。）、支出済額5,397,664円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、4件を抽出して賃貸借契約書、支出命令等を調査した結果、次のとおり事務処理の一部に改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。

ア 賃借している物件において、保守点検業務委託をしているのにもかかわらず賃貸借契約の条文中に保守業務が定められているものが見られた。

イ 合理的な理由がなく遅延している賃貸借契約があつた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、27件505,563円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月21日にまちづくりみどり推進課等において現地調査を行い、22件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支払済額は適正なもの認められた。

8 藤沢駅周辺地区整備担当

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢北口駅前地区整備事業に関わる事業支援業務ほか1件で、契約金額46,725,000円、支出済額0円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書等を調査した結果、仕様書の整備が必要なものが見受けられたので、

今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、13件 320,013円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月26日に藤沢駅周辺地区整備担当において現地調査を行い、10件について現物確認をした結果、購入に際して実施すべき手続に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

9 西北部長後地区整備事務所

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、健康の森オオタカ繁殖状況調査業務ほか6件で、契約金額 10,137,699円、支出済額 223,774円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、参考見積書の作成依頼に関する起案文書が作成されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、38件 452,502円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月27日に西北部長後地区整備事務所において現地調査を行い、28件について現物確認をした結果、納品書と請求書に記載されている納品日が相違しているものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

10 村岡地区整備事務所

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、村岡地区整備事務所清掃業務ほか4件で、契約金額 40,320,000円（単価契約分を除く。）、支出済額 0円となっている。

これらのうち村岡地区整備事務所清掃業務及び村岡地区整備事務所警備業務については、関

係書類が未提出のため調査を実施することができなかった。それ以外の委託業務は「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

(2) 保留地処分金の収入は適正か

9月末日現在における保留地処分金の収入状況は、藤沢都市計画事業柄沢特定土地地区画整理事業施行条例第8条第1号の随意契約によるものが6件、地積727.09㎡ 譲渡金額124,790,000円、同条第2号の随意契約によるものが13件、地積114.31㎡ 譲渡金額26,210,000円となっている。

これらが「土地地区画整理法」、「藤沢都市計画事業柄沢特定土地地区画整理事業施行条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、保留地譲受申込書、保留地譲渡申請書、保留地売買契約書、収納金通知書等を調査した結果、適正なもの認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、41件971,598円となっている。

これらが、「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、12月4日と5日に村岡地区整備担当及び村岡地区整備事務所において現地調査を行い、15件の現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

11 北部地区整備事務所

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、北部第二(三地区)土地地区画整理事業C24街区他地耐力調査ほか6件で、契約金額5,078,300円（単価契約分を除く。）、支出済額1,245,800円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、4件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、契約書に定める書類と受託者の提出した書類が一致していないなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、33件415,239円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件

の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月22日に北部地区整備事務所において現地調査を行い、20件について現物確認をした結果、物品の受入検査が十分でないなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

12 会計課

(1) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、19件 153,910円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月29日に会計課において現地調査を行い、10件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

13 オンブズマン事務局

(1) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、3件 15,299円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月2日にオンブズマン事務局において現地調査を行い、全件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

14 農業委員会事務局

(1) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、7件 124,774円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月16日に農業委員会事務局において現地調査を行い、全件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

15 選挙管理委員会事務局

(1) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、10件 81,464円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月13日に選挙管理委員会事務局において現地調査を行い、9件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なもの認められた。

16 監査事務局

定期監査業務及び決算審査業務に関し、内部統制に係るヒアリングを実施した。